

激甚災害にかかる災害復旧資金に関するQ & A（医療貸付）

<目次>

[手続きについて](#)

[制度・条件・対象について](#)

[二重債務となる方について](#)

手続きについて

Q 1 借入申込書の入手方法について教えてください。

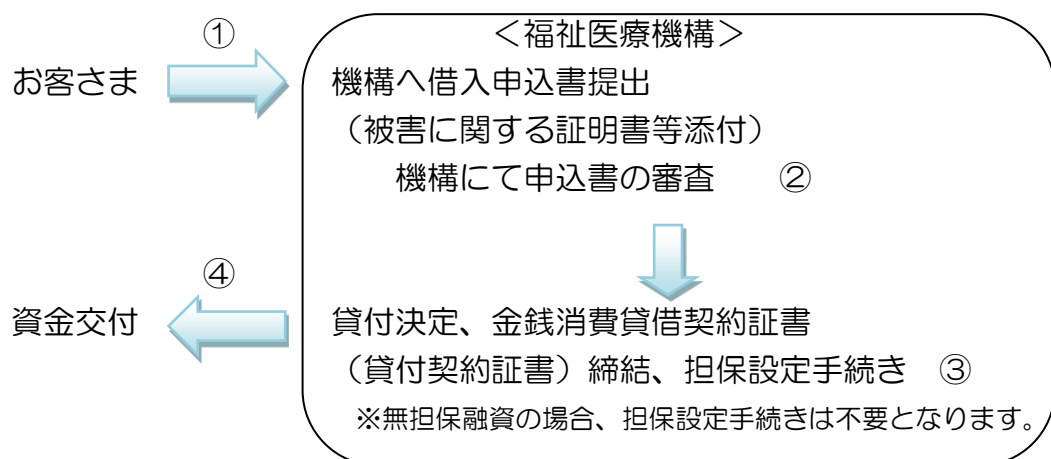
A 1 借入申込書については、ホームページからダウンロードできます。ホームページからダウンロードできない方は、機構にお問い合わせを頂ければ、当該申込書を郵送、FAX 等で送付いたします。

Q 2 融資を受けるために必要な書類等は何ですか。

A 2 資金種類や担保の有無によって異なりますが、借入申込書、決算関係書類、担保関係書類、被害に関する証明書（発行が困難な場合は個別にご相談ください。）等をご提出いただきます。

Q 3 借入申込みを行ってから融資を受けるまでの流れを教えてください。

A 3 担保の有無により異なりますが、担保の提供が必要な場合は、次のような流れになります。



Q4 融資まではどれくらいの日数がかかりますか。

A4 資金種類や担保の有無によって異なりますが、長期運転資金の無担保融資の場合、申込受理から資金交付まで最短で10日程度となります。

Q5 借入申込みの窓口はどこですか。

A5 東日本は福祉医療機構福祉医療貸付部医療審査課、西日本は福祉医療機構大阪支店医療審査課までお問い合わせください。

福祉医療貸付部医療審査課	03-3438-9937
大阪支店医療審査課	06-6252-0219

制度・条件・対象について

Q6 どのような資金について融資を受けることができますか。

A6 被災した病棟等の建替、改修を行うための建築資金、医療機器等の購入資金である機械購入資金、人件費や光熱費等に必要な資金である長期運転資金をご融資いたします（指定訪問看護事業に係る設置・整備資金を含みます）。

Q7 長期運転資金はどのような使途が認められていますか。

A7 原則として、災害の復旧のために必要なものであれば長期運転資金の対象になります。

例えば、被災による一部の病棟閉鎖の収入減や一時的な人件費・医薬品購入費等の必要経費が膨むこと等による資金不足に対応するための資金使途が考えられます。

Q8 融資を受けることができる条件は何ですか。

A8 融資対象である医療関係施設等であって、被害を受けた旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村その他相当な機関が発行したもの）の提出が可能な方を対象とします。

なお、上記証明書等の提出が困難な場合でも長期運転資金については、融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

Q9 融資の限度額はいくらですか。

A9 増改築（改修）資金及び機械購入資金については、すべての施設・事業で、補助金額を除く所要額の100%（担保評価額を上限）としています。
長期運転資金については、施設種類・資金種類により異なるため、詳細につきましては、別途ご相談ください。

Q10 融資を受ける際の償還期間や貸付利率について教えてください。

A10 病院・介護老人保健施設・介護医療院の増改築（改修）資金については、最長で償還期間30年以内（据置期間3年以内）までとなり、機械購入資金（病院の先進医療機器を除く）については償還期間8年以内（据置期間2年6か月以内）までとなります。

長期運転資金については、償還期間10年以内（据置期間2年6か月以内）のものと、償還期間10年超15年以内（据置期間3年以内）のものを選択してご利用いただけます。

また、今回の災害により既存の建物が全壊・半壊等の被害を受け、激甚災害の被災以前から施設及び事業を営むための債務を有しており、今回の借り入れにより二重債務状態となるお客さまについては、病院、介護老人保健施設及び介護医療院の建築資金の場合、最長で39年まで償還期間を延長することができます。

（Q14及びQ15を参照）

二重債務となる方への優遇措置

（参考）病院・介護老人保健施設・介護医療院

増改築（改修）資金：償還期間30年以内→39年以内

機械購入資金：償還期間8年以内（据置期間2年6か月以内）
→償還期間15年以内（据置期間3年以内）

なお、貸付利率については、当初3年間7.2億円までが無利子、7.2億円超が基準金利▲0.9%（機械購入資金及び長期運転資金については、基準金利▲0.1%）、4年目以降基準金利同率となります。

（注）貸付利率は契約締結時の利率が適用となります。また、利率は金利情勢に合わせて見直しますのでお問い合わせください。

Q 1 1 融資を受ける際の担保や保証人について教えてください。

A 1 1 担保については原則不動産担保としておりますが、病院の高額医療機器にかかる機械購入資金については動産譲渡担保、長期運転資金については診療報酬（介護報酬）担保がご利用いただけます。

なお、無担保の融資については、建築資金及び機械購入資金にあっては3,000万円を、長期運転資金にあっては2,000万円（病院・介護老人保健施設・介護医療院・診療所のみ。他の医療関係施設等については別途定められております）を限度にご利用が可能です。

また、保証人については、経営者等の保証を必要としない「保証人不要制度」をご利用いただけます。また、ご希望により保証人をたてることも可能です。「保証人不要制度」を利用する場合は、貸付利率に0.15%が上乗せされます（無利子の期間は0.15%となります）。

Q 1 2 仮設建物の建築の必要がある場合、その整備資金は融資の対象になりますか。

A 1 2 融資対象となります。なお、軽微な被害で、仮設建物の必要性が認められない場合等は、ご融資できない可能性もございます。

Q 1 3 激甚災害にかかる災害復旧資金の優遇措置はいつまで適用になりますか。

A 1 3 取扱い期限は定まっておりません。被災地の復旧に関する国の方針等に基づき決定する予定です。

二重債務となる方について

Q 1 4 「二重債務となる方」とはどのような状態となる方でしょうか。

A 1 4 二重債務とは、次の2つの要件を満たす状態をいいます。

1. 激甚災害の被災以前から施設及び事業を営むための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有している
2. 激甚災害により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している

今回の二重債務となる方への優遇措置は、このような二重債務の状態となるお客さまを対象としています。

Q 1 5 二重債務問題への取り組みについて教えてください。

A 1 5 施設の復旧に必要な新規のご融資については、償還期間を延長（病院・介護老人保健施設・介護医療院：39年以内、診療所：30年以内など）するとともに、元金の返済が猶予される据置期間を最大3年間とすることにより、二重債務のうち、新規債務の負担を軽減することとしています（Q 1 0 及び Q 1 4 参照）。

また、機構から過去に融資を受けた既往の債務については、元利金の返済猶予など積極的な条件変更に応じることにより、ご支援いたします。

Q 1 6 二重債務の相談はどこにすればよいですか。

A 1 6 新規のご融資については、東日本は福祉医療機構福祉医療貸付部医療審査課、西日本は福祉医療機構大阪支店医療審査課までお問い合わせください。

また、激甚災害の被災以前に機構から融資を受けられているお客さまの返済についてのご相談は、福祉医療機構顧客業務部顧客業務課までお問い合わせください。

福祉医療貸付部医療審査課	03-3438-9937
大阪支店医療審査課	06-6252-0219
顧客業務部顧客業務課	03-3438-9939